

## 第34回スペクトル管理 SWG 会合議事録

1. 日時：  
平成18年6月16日(金) 10:00~17:00
2. 場所：  
TTC 事務局2階 A、B 会議室
3. 出欠者：  
出席会員数/全会員数： 20 / 25 (出席者数に議長委任状5を含む)  
出席委員数/全委員数： 33 / 53 (出席者数に議長委任状10を含む)
4. 議事資料：
  - 1) 第34回スペクトル管理 SWG 議事次第
  - 2) 第33回スペクトル管理 SWG 会合議事録
  - 3) 課題表
  - 4) 各社寄書
5. 議事要約：
  - 5.1. 第33回議事録<SMS-34-01> 確認  
原文通り承認された。
  - 5.2. 議事録担当  
NTT 東日本
  - 5.3. 議事次第  
議長提案通り承認された。
  - 5.4. 課題表
  - 5.5. 遅延寄書の扱いについて  
会合中に提出された SMS-34-NTTE-04 を、SMS-34-15 として取り扱うことが合意された。
  - 5.6. スペクトル適合性確認結果報告書の改版について
    - ・ G.993.2 Annex C(1.1MHz 以下 OFF)に関する誤記修正(アマチュア無線ノッチ範囲)がメール審議により合意されたことが報告された。
    - ・ 上記とは別に、G.993.2 Annex C(1.1MHz 以下 OFF)の PSD マスクの一部が G 章規定を満たさないことが判明したため、改めてスペクトル適合性が審議された。G 章規定を満たさないものの、既存システムに与える影響が、G 章規定マスクと同等であることが確認されたため、本システムを特例としてスペクトル適合性ありとすることが合意された。
  - 5.7. JJ-100.01 の改定に向けて
    - 5.7.1. 1.104MHz~30MHz の周波数スペクトル規定<SMS-34-04,06>
      - ・ 1.104MHz~30MHz の周波数スペクトル規定は ITU-T G.993.2 Annex C の規定に合わせ、改訂することが合意された。
      - ・ 第3版によりスペクトル適合性が確認されているシステムに関しては、改訂後の規定への適合を求めず、第4版においても継続的に運用を可能とすることが合意された。
      - ・ 第4版制定以降に適合性確認が実施されるシステムに関しては、信号帯域外も含め、改訂後の規定への適合を求めることが合意された。
    - 5.7.2. FTTR システムに関するスペクトル管理
      - (1) 基本的な考え方<SMS-34-07,11,12>

FTTR システムに関する基本的な考え方として以下が合意された。

- ・ 導入判定基準値 1 (局設置システムの保護条件)、導入判定基準値 2 (FTTR システム間の許容条件) を規定し、両方を満足\*するものをスペクトル適合性ありとする。
  - \*導入判定基準値 1 : 基準値よりも伝送速度が上回る点 (連続する 1 区間) において “スペクトル適合性あり” とする (0~5km で基準値より伝送速度が下回る点があっても可)
  - 導入判定基準値 2 : 全ての距離において、基準値よりも伝送速度が上回る場合に “スペクトル適合性あり” とする (0~5km で基準値より伝送速度が下回る点があった場合導入不可)
- ・ スペクトル適合性確認の方法として、送信 PSD の制限による確認方法も設ける。
- ・ 新たなクラス D を設け、FTTR システムは全てクラス D に分類する。
- ・ 新たに下限線路長制限 (その距離以遠に TU-R を設置可能) を設ける。
- ・ 1 つの FTTR システムに対し、下限線路長制限は 1 つの値とする。

(2) 局設置システムに対するスペクトル適合性確認<SMS-34-05,07,08,09>

局設置システムの保護に関して以下が合意された。

- ・ 第 3 版 G 章の規定は、自己漏話環境により得られる速度が最悪値として保護されるという内容であり、FTTR システム導入後もこの環境を維持する。
- ・ クラス A (G.992.1 Annex I DBM (FDM) を含む 6 システム) に、DSL-SM-6 (クワッドスペクトル ADSL)、G 章 PSD+ を加えた 8 システム相互間の干渉計算により導入判定基準値 1 を規定する。
- ・ G 章 PSD+ は、SMS-34-05 にて提案されたものとする。
- ・ 適合性確認を受ける FTTR システムは、導入判定基準値 1 に対する異レベルのスペクトル適合性計算を行い、下限線路長を求める。

(3) FTTR システム間のスペクトル適合性確認<SMS-34-07,10,11,15>

FTTR システム相互間の干渉の許容条件に関して以下が合意された。

- ・ FTTR システム間の干渉の許容値は、合流点一箇所時 (異レベル干渉無し) の伝送特性を維持する値とする。
- ・ 局から TU-R までの距離  $L_i$  に応じた仮定の保護対象システム “参照 FTTR システム  $L_i$ ” を定め、自己漏話環境により得られる速度を導入判定基準値  $2 L_i$  とする。
- ・ 参照 FTTR システム  $L_i$  は、SMS-34-15 にて提案されたものとする。
- ・ 適合性確認を受ける FTTR システムは、導入判定基準値  $2 L_i$  ( $L_i$  は導入判定基準値 1 に対するスペクトル適合性確認により求められた下限線路長に対応する値) に対する同一合流点からのスペクトル適合性計算を行い、導入可否を求める。

(4) 下限線路長の異なる FTTR システム間の異レベル干渉対策<SMS-34-15>

下限線路長の異なる FTTR システムを混在収容した時の異レベル干渉対策に関して以下が合意された。

- ・ 上り異レベル干渉の低減方法として ITU-T 規定に従う UPBO を利用する。
- ・ 参照 FTTR システム  $L_i$  の上り PSD マスクは、合流点から TU-R までの距離に応じ UPBO を適用したものとする。
- ・ 下りに対する異レベル干渉に関しては検討を継続する。

5.7.3. 改版作業について

- ・ 岡戸サプリーダを編集チームのリーダーとする。
- ・ 編集チームメンバは別途、メールにて募集する。
- ・ 第 4 版のドラフト案を次回会合に提示することを目標に、本会合をもって第 4 版への新規課題

の提案を打ち切り、編集作業を行う。

6. その他

次回会合 7月21日(金) 10:00~18:00

以上